

# 一般貨物自動車運送事業に係る 「標準的な運賃」の届出について

適正化事業運営委員会

令和2年11月1日

令和2年4月24日に国土交通省より告示された標準的な運賃は、令和6年度から時間外労働（年間960時間）の上限規制が適用されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が今後も引き続き安定的な輸送サービスを提供していくために設けられたものです。

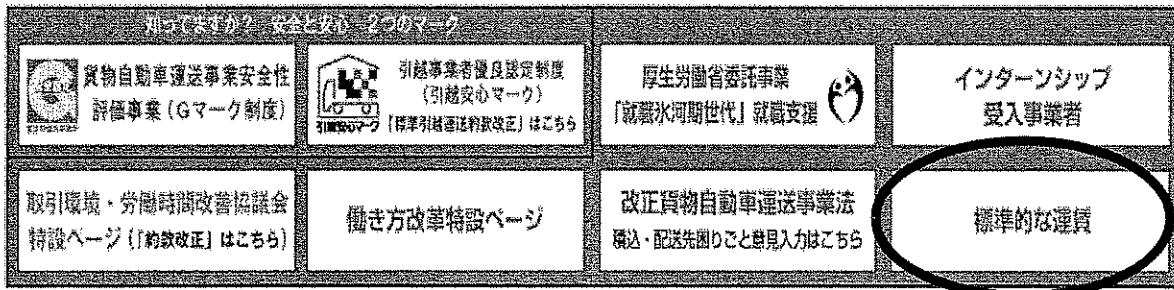
会員各位におかれましては本趣旨をご理解いただき、下記に記載する要領で「運賃及び料金の設定（変更）届」をご提出いただいた上で、運賃交渉にご活用賜りますようお願い申し上げます。

記

## 1. 届出に必要な様式

全日本トラック協会のホームページ (<http://www.jta.or.jp/>) よりダウンロードできます。

トップページにある「標準的な運賃」をクリックしてください。



## 2. 届出書の作成

届出書様式をダウンロードし「記入例」を参考に作成してください。

※届出書左上の「○○運輸局長殿」は「近畿運輸局長殿」としてください。

※令和2年告示運賃を適用する場合、「近畿」に✓を入れます。なお、運賃表の添付は不要です。

※燃料サーチャージを設定する場合は、様式「燃料サーチャージ様式例」を参考に作成し、「別添1」として添付する必要があります。（燃料サーチャージの設定有無は任意です。）

※適用方法は様式「貸切運賃適用方様式例」を参考に作成し、「別添2」として添付する必要があります。（別添2は必ず添付する必要があります。記載事項等記入漏れにご注意ください。）

※実施日は告示運賃を設定した日となりますので、提出日よりも以前の日を記載してください。

## 3. 届出部数は4部（自社控え含む）です。

※近畿運輸局管内以外に一般貨物の事業所をお持ちの場合は、上記部数に運賃を適用する地域を管轄する運輸局の数を加えて提出してください。

例：滋賀県本社で東京都にも営業所を有し、新たな運賃及び料金の額を適用する地域で「近畿」と「関東」を✓した場合、4部+1部（関東運輸局分）の5部提出となります。

## 4. 届出書の作成及び届出方法についてご不明な点がございましたら、滋賀県トラック協会適正化事業課までお問合せください。

TEL 077-516-8411